

○広報ふつつ広告掲載に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、富津市広告事業実施要綱（平成30年富津市告示第83号）（以下「要綱」という。）第4条の規定に基づき、市が発行する広報ふつつへの広告掲載について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 広報紙 市が毎月1日に発行する「広報ふつつ」をいう。
- (2) 広告 広報紙に掲載する広告をいう。
- (3) 広告主 広告料を負担し、広報紙に広告の掲載をする者をいう。
- (4) 広告代理店 広告主の募集を行う者をいう。
- (5) 広告枠 広告を掲載する場所及び権利をいう。

(掲載可能な広告等の範囲)

第3条 広告を掲載することができる者、広告の内容及び広告のデザインは、要綱第3条及び富津市広告事業実施基準（平成30年富津市告示第84号）（第7条において「基準」という。）の規定に準ずるものとする。

(広告掲載の位置及び規格)

第4条 広告の掲載位置は最終ページ（カラー刷り）の下段とし、規格は次に掲げるとおりとする。

広告の区分	大きさ（縦×横）	枠数
1号広告	11.5センチメートル×17.5センチメートル	1枠
2号広告	5.5センチメートル×17.5センチメートル	1/2枠
3号広告	11.5センチメートル×8.5センチメートル	1/2枠
4号広告	5.5センチメートル×8.5センチメートル	1/4枠

(広告枠の売り払い)

第5条 広告枠は一括して広告代理店に売り払うものとする。

2 前項の売り払いに係る価格及び広告代理店は、制限付き一般競争入札により決定する。

3 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときはこの限りでない。

(広告の掲載期間)

第6条 市長は、複数月の申込み及び掲載を認めることができる。

2 前項の規定による申込み及び掲載は、第5条第1項により売り払われた期間内とする。

(広告代理店の業務)

第7条 第5条の規定により、広報紙に広告掲載を行う権利を買い受けた広告代理店は、要綱、基準及び本要領その他市の指示に従い、次の業務を行うものとする。

(1) 広告主の募集を行う。

(2) 広告主は、要綱第6条に規定する富津市広告掲載申込書に掲載しようとする広告の原稿(以下「申込書等」という。)を添えて、広告代理店を通じて市長に提出する。

2 同一の広告主が掲載できる広告は、1枠とする。

(申込書等の提出及び広告掲載の承認等)

第8条 広告主は、広告代理店に要綱第6条各号に掲げる書類を添えて、申込みを行うものとする。

2 広告代理店は、市長が指定する期日までに広告主の申込書等を市長に提出するものとする。

3 市長は、前項の規定により提出された申込書等を、必要に応じて要綱第14条の規定に基づき設置された審査委員会において審査し、結果を広告代理店に通知するものとする。この場合において、市長は、審査により提出された申込書等の修正を指示することができるものとする。

4 広告代理店は、申込書等の修正を指示されたときは広告主と協議の上、市長が指定する期日までに申込書等を修正し、市長に提出するものとする。

5 広告代理店は、掲載の可否にかかわらず、富津市広告掲載決定通知書を広告主に送付するものとする。

(広告掲載の取消し)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、当該広告掲載を取り消すことができる。

- (1) 広告代理店が申込書等を指定期日までに提出しなかったとき。
- (2) 広告代理店が期日までに広告掲載料を納入しなかったとき。
- (3) 広告代理店、広告主及び広告内容が要綱第3条の規定に該当することとなったとき。
- (4) その他市長が広告掲載に係る事業に支障があると認めたとき。

(広告掲載料の納入)

第10条 広告代理店は、市長が指示する方法により広告掲載料を納入するものとする。

- 2 広告代理店は、市長が指定する広報紙の広告枠すべてが埋まらない場合であっても、前項の広告掲載料を納入しなければならない。

(広告掲載料の返納)

第11条 市長は、広告掲載の決定後掲載開始前において、広告代理店及び広告主の責めに帰さない理由により広告が掲載できないときは、既納の広告掲載料を全額返納するものとする。

- 2 前項の規定により広告掲載料を返納するときは、当該広告掲載料の納入を受けてから返納するまでの期間に対する利息は付さないものとする。

(広告代理店の責務)

第12条 広告代理店は、広告及び広告主その他広告掲載に関するすべての事項について一切の責任を負うものとする。

- 2 広告代理店は、広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は、広告代理店の責任及び負担において解決するものとする。

(補則)

第13条 この要領に定めるもののほか、広告掲載に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和3年5月1日から施行する。

改 正

この要領は、令和6年4月1日から施行する。